

押印の見直しに係る進捗状況

1 現況(令和4年10月3日時点)

	総数	方針において「今後も押印を必要とする」書類に該当するもの	見直し対象	廃止済・廃止予定	方針に示された以外の理由で押印を継続するもの	廃止率
個人を対象としたもの	1,563	247	1,316	1,316	0	100%
法人等を対象としたもの	1,585	353	1,232	1,232	0	100%
合計	3,148	600	2,548	2,548	0	100%

※ 押印の廃止とは、(1)記名(2)署名または記名押印のいずれかに対応したものを指す。

本市の行政手続等における押印の見直しについては、「押印見直し方針(令和2年11月11日制定)(以下「方針」という。)」において「今後も押印を必要とする」書類に該当するものを除く2,548件の見直し対象書類について、廃止予定も含め、押印廃止率100%となりました。

【参考】

- ・ 令和3年6月開催の政策調整会議で示した押印廃止率(令和3年4月30日時点)…97.3%
- ・ 方針において「今後も押印を必要とする」書類に該当するものについて、内訳は以下のとおり。

※書類1件につき継続理由が複数存在するものを含む。

- | | |
|--|--------|
| ①国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの | 【35件】 |
| ②国及び府の統一様式に押印欄があるもの | 【15件】 |
| ③本市財務規則により押印が義務付けられているもの | 【317件】 |
| ④実印を求める必要があるもの | 【92件】 |
| ⑤法人や団体等を対象とするもの(押印不要としても行政執行上支障のないものを除く) | 【172件】 |

2 今後の方向性

方針に基づき「今後も押印を必要とする」と整理した書類においては、その根拠が存続しているか、存続させる必要があるかどうかを、各所管を中心に適宜確認し、今後も必要に応じて押印の見直しを行うこととします。